

阪南市地域ポイントアプリ「はなぽ」利用規約

(利用者の定義)

第1条 阪南市地域ポイントアプリ「はなぽ」を利用する者（以下「利用者」とする。）とは、阪南市および阪南市商工会（以下「当市等」とする。）が運用する「阪南市地域ポイント」（以下「本ポイント」とする。）の各種サービスを受けるために、本規約に同意の上、所定の手続により利用者登録を申し込み、当市等が承諾した個人をいいます。

(利用者登録の申し込みとアプリの利用)

第2条 本ポイント利用者登録の申し込みは、当市等が提供する専用アプリ（以下「本アプリ」とする。）をダウンロードし、所定の事項を入力して行うものとします。

2 本アプリは、申し込みいただいた本人のみに利用を認めるものとします。家族・親族であっても共用することはできません。また、他人に譲渡または貸与することはできません。

(利用者登録情報の変更・解除・除名)

第3条 利用者は、登録情報に変更が生じた場合には、本アプリ内で所定の手続を行うことで、登録情報を変更することができます。

2 利用者自身により、本ポイント利用の解除を希望する場合には、本アプリ内で所定の手続を行うことで、利用者登録を解除することができます。その場合、保有ポイントは失効します。

3 利用者が、本ポイントの利用において不正行為・迷惑行為または本規約違反等を行った場合、当市等は利用者登録の除名措置をとることができます。除名措置の場合、保有ポイントは失効します。

(入会費・年会費)

第4条 本ポイントの利用者登録および利用に関して、入会費および年会費は無料です。

(個人情報の取り扱い)

第5条 当市等は、本ポイント利用者の個人情報を必要な保護措置を行った上で取得し、本規約で定める各利用目的等に利用させていただきます。

2 利用者は申込時に入力した氏名、性別、住所地、電話番号、メールアドレス等の情報および加盟店におけるお買い物等の利用履歴、ポイントの付与または使用に関する情報の収集・利用・提供および登録に関し、同意したものとします。

3 当市等は、利用者の個人情報を容易に個人が照合できず、特定の個人を識別できない状態に加工し、個人情報には当たらないデータとして、当市等が適切と判断した加

盟店・団体等に提供することがあります。

(個人情報の利用目的)

第6条 利用者の個人情報の利用目的は、以下の通りです。

- (1) ポイントの適切な運用・管理
- (2) お知らせやサービス案内等、アプリ内通知や電子メール送付等の販売促進
- (3) 商品開発やサービス向上等に関するデータ分析
- (4) その他、上記の利用目的に準ずるか、これらに関連する項目

(個人情報の共同利用)

第7条 当市等は、利用者から申込時に取得した個人情報を「第6条（個人情報の利用目的）」に記載の各利用目的に、当市等および加盟店で共同利用します。

(個人情報の取り扱いの委託)

第8条 当市等は、本規約に定める利用者向けのサービスの運営や管理に必要な業務の一部または全部を、秘密保持契約を締結した委託先に委託する場合があります。

(個人情報の公的機関等への提供)

第9条 当市等は、各種法令の規定により提出を求められた場合、公的機関等に個人情報を提供します。

(ポイントの概要)

第10条 本ポイント加盟店での買い物やサービスの利用額や内容に応じて、ポイントを貯めることができます。

- 2 貯められたポイントは、本ポイント加盟店で利用いただけます。また当市等が行う各種のイベント等にも利用いただけます。
- 3 一部の商品およびサービスにポイントを貯めていただくことができない、あるいはポイントを利用いただけない場合など、ポイントの付与・利用に制限がある場合があります。
- 4 当市等が独自にポイントを付与することがあります。当該ポイント（以下、「行政ポイント」とする。）は、第11条および第14条の規定の適用対象外とします。

(ポイントの付与)

第11条 利用者は、本ポイント加盟店で商品の購入またはサービスの提供を受ける際、本アプリを提示するものとします。提示をしなかった場合は、ポイント付与を受けられない場合があります。

- 2 利用者が加盟店で商品の購入またはサービスを受けた際に付与されるポイントは、購入または利用金額の税込 110 円につき 1 ポイントとなります。
- 3 ポイント付与の対象商品およびサービスならびに決済方法およびポイント付与方法は、加盟店により異なる場合があります。詳細については、各加盟店の店頭掲示または店舗係員にて確認いただくこととします。
- 4 ポイント付与率や対象商品、付与方法等は、当市等または加盟店の都合により、変更する場合があります。

(ポイントの利用)

- 第 12 条 利用者は、本ポイント加盟店で商品の購入またはサービスの提供を受けその決済を行う際、加盟店に対し本アプリを提示するものとします。提示をしなかった場合は、ポイントを決済の全部または一部に利用できない場合があります。
- 2 利用者は、加盟店で商品の購入またはサービスを受け、その決済を行う際に 1 ポイントあたり 1 円相当として決済の全部または一部に利用することができます。
 - 3 本ポイントは現金と交換することはできません。

(返品時のポイント処理)

- 第 13 条 購入商品の返品をされる場合は、本アプリを提示し、当該返品商品の購入時に付与されたポイント数を減算するものとします。

(ポイントの有効期間)

- 第 14 条 本ポイントは、毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日までの年度管理とし、ポイントの有効期間は、発行年度を含めた 3 年度期間とします。有効期間を過ぎたポイントは失効となります。

(行政ポイントの付与、有効期限)

- 第 15 条 行政ポイントは、当市等が定めた任意の方法により付与します。
- 2 行政ポイントの有効期限は、当市等が定めた任意の期間とします。有効期限を過ぎたポイントは失効となります。
 - 3 当市等は行政ポイントの付与方法、有効期限を定めた場合はアプリやその他の方法でわかりやすく周知するものとします。

(ポイント残高の照会)

- 第 16 条 利用者の保有する累計ポイントおよびポイントの有効期間は、本アプリで確認するものとします。

(アプリの再インストール等)

第 17 条 本アプリの削除や端末の変更等により、アプリを再インストールする場合は、本アプリ内の案内に従って所定の手続を行うことで、保有ポイントを引き継ぐことができます。

- 2 端末の紛失・盗難等が発生した場合は、速やかに当市等に連絡し、適切な対応を受けてください。

(反社会的勢力の排除)

第 18 条 利用者は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）、テロリスト等（疑いがある場合を含む。）、または以下の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有すること。

(2) 暴力団員等またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する

などの関与をしていると認められる関係を有すること。

- 2 利用者は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、当市等との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当市等および加盟店の信用を毀損し、または業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
- 3 当市等は、利用者が前二項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、何らの通知、催告を要せずして、本規約にもとづく本ポイント利用の全部もしくは一部の停止、法的措置、利用者資格の取消、その他必要な措置をとることができるものとします。

(規約の変更)

第 19 条 本規約の内容は、予告なく変更、改定または廃止することがあります。

- 2 本規約に変更、改定または廃止があった場合、当市等所定の方法で通知、または公表します。
- 3 前項の通知、公表した時点をもって、その内容をご承認いただいたものとみなします。

(その他・免責事項等)

第20条 天災地変、通信回線障害等の不可抗力および当市等が必要と判断した場合、利用者に事前通知なく一時的にサービスの提供を中止させていただくことがあります。

2 当市等は、利用者がサービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有効性において一切の責任を負わないものとします。

3 利用者は、本アプリを責任をもって管理するものとし、利用者の過失により何らかの損害が生じた場合といえども、当市等は一切の責任を負わないものとします。

4 本アプリの紛失・盗難等が発生し、不正使用等その他の事情により利用者本人以外の第三者が利用している場合であっても、それにより生じた損害については、当市等は一切の責任を負わないものとします。

5 利用者の登録情報に変更が生じた場合に変更登録がなされなかったことにより生じた損害についても、当市等は一切の責任を負わないものとします。

(準拠法、裁判所管轄)

第21条 本規約は日本法を準拠法とします。

2 本規約に関して、利用者と当市等の間で紛争が生じた場合、当市等を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(問い合わせ窓口)

第22条 本規約、ポイントの付与および利用ならびに会員情報等に関するご質問は下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】

①阪南市未来創生部企画課

②阪南市商工会

電話 : ①072-489-4585 ②072-473-2100

E-mail : ①seisaku@city.hannan.lg.jp ②info@hannan-sci.jp

受付時間 : ①②9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)